

# 竹田市税等にかかる滞納整理方針

令和元年10月1日

## (背景)

本市において、これまで人口の減少、少子高齢化、雇用環境の変化、経済成長の停滞及び度重なる災害等の社会情勢の急激な変化や市町村合併等における行政改革が求められる中、職員数の減員、業務量の増大等により竹田市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料）の徴収業務において明確な指針が無い状態が長年続いていました。しかし、市民のみなさまからの信頼に応えられる納税秩序を維持するために、平成28年10月、法に基づき課税徴収を行う「租税法律主義」、担税力に則した租税負担の公平を原則とする「公平負担の原則」という税法の基本的な理念を順守し、安定的・健全な財政運営を行うべく市税等の徴収業務に特化した特別収納推進室を設置し、徴収業務における改革を行ってきました。

専門的知識と豊富な経験を備えた県職員を派遣する「県職員派遣事業」や隣接市の職員を相互に併任する「市町村相互併任事業」を通じ、滞納税の圧縮又は解消を図ってきました。また、徴収職員においても滞納処分の手法や対応力向上のため、各種研修に参加し、能力を高めてきました。組織的な取り組みを実施・継続することにより、滞納税額を大幅に圧縮することができました。

## (趣旨)

本市の歳入における財政状況は、市税等からなる自主財源に比べ地方交付税等の依存財源が大きく上回っています。地方創生がうたわれる昨今、地方交付税に依存するのではなく、自主財源を確保し、安定的な市政運営を行っていくことは地方自治体にとって主要な課題となっています。

今後も市税等の徴収環境は困難な状況が続くと思われませんが、市政運営における貴重な財源及び税負担の公平性を確保し、市民の信頼に応える納税秩序を維持するためにも、徴収対策における本市の一貫した姿勢のもと、市税等の更なる徴収率向上を図るため、「竹田市税等にかかる滞納整理方針」を策定します。

## 1. 目標

### 徴収率の向上

税負担の公平性の確保や税務行政全般にわたる信頼確保には、適正な税務事務の執行が求められます。収納業務に関しては、「税の完結」（自主納付・

滞納処分・滞納処分の執行停止)が求められます。そこで、次に示す原則に基づき基本方針の下、市税収入の確保並びに徴収率の向上に向けた取り組みを進めます。

## 2. 原則

### 自主納付の推進

憲法第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と規定しているとおり、税金は定められた納期限までに自己責任・自己負担にて自主的に納めていただくものであり、滞納の発生は、納税者の責に帰するべきものであります。本市では、この納税本来の姿である自主納付の推進を図っていきます。

### 滞納処分の強化

地方税法第331条等の規定により、徴収職員は、督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないときは滞納者の財産を差し押えなければならないとされています。徴収職員は、大多数の納期内納付者との公平性の観点から、法律に基づいた滞納処分を積極的に進めます。

## 3. 基本方針

目標達成に向け、以下の通り基本方針を定めます。

- (1) 現年度課税分の徴収強化（新規滞納発生抑止）
- (2) 滞納繰越分の徴収強化・圧縮
- (3) 納税相談等の充実
- (4) 納税環境の整備等

## 4. 具体的な取り組み

- (1) 現年度課税分の徴収強化（新規滞納発生抑止）

翌年度への繰越（滞納繰越分）を増加させないように、現年度課税分未納者に納税を促し、新規滞納の抑制を図ります。

ア 督促状を送付しても納付がない者に対しては、早期に催告を行い、

速やかな納付を促します。

イ 年間を通して、一斉催告等を行うことにより、速やかな納付を促すと同時に市の債権の存在を周知徹底します。

ウ 催告書発送の有無にかかわらず、督促状発送後10日を経過すれば早期に滞納者の財産調査を行い、滞納処分を行います。

## (2) 滞納繰越分の徴収強化・圧縮

滞納整理事務の合理化、効率的な執行に努め、的確に滞納者の状況を把握し、事案の早期完結を図ることにより滞納税額の更なる圧縮を図ります。

### ① 財産調査及び滞納処分強化の徹底

ア 滞納者の納付能力等の判断、滞納原因の把握及び滞納処分執行のため、滞納者の財産調査に早期着手します。

イ 比較的換価が容易な財産である債権（預貯金・給与・生命保険・売掛金等）の差押えを中心として滞納処分を強化します。差押えできる債権が発見できない場合は、家宅搜索等を通じ、換価価値のある動産の差押えや不動産の差押えにも着手します。差押えた動産や不動産については公売会やインターネット公売を通じ、換価手続きを行います。

### ② 滞納処分の執行停止

滞納者の納税資力に応じ、滞納処分執行の停止要件等（地方税法第15条の7第1項各号及び5項）に該当する事実があると認められるときは、滞納処分の執行停止を行うなど、事案完結に結び付けます。滞納処分の執行停止要件に該当する者に対しては、法令や竹田市税等の処分停止事務取扱要綱に基づき、適正な処理を行います。また、滞納処分執行停止をした者に対しては今後発生する税の納付を徹底するよう納税指導を行います。

## (3) 納税相談等の充実

長期間納付が滞ったことによる高額滞納は、本人にとって大きな負担となります。早期解決を図るためにも滞納者の資力に応じた納税指導ができるように納税相談の充実を目指します。

### ① 相談力の向上

生活困窮者や滞納者との相談スキルを向上させるため、徴収担当職員を庁内外の研修等に積極的に参加させます。納税資力の有無を判断するために、滞納者に対しては収支計算書や財産の内訳書の提出を求め、徴収職員は早期に滞納者の財産調査を行います。

### ② 関連組織の連携・協力体制の構築

相談内容に応じて支援機関の相談窓口を案内します。また、庁内各所管

間での連携・協力体制の構築を図ります。

### ③ 広報・啓発活動の充実

市報やホームページなど広報媒体の積極的な活用を図り、市民の目線に立った相談しやすい窓口と税の大切さをPRします。

また、納税の重要性や徴収業務の取組状況（徴収率の推移、差押え等の滞納処分状況等）を広く市民に周知し、納税に対する理解と納税意識の高揚を図り、自主的な納期内納付の推進を図っていきます。

## （４）納税環境の整備等

納税者の納付機会を拡大し、納付しやすい環境づくりに努め、納期内納付の向上を目指します。

現在の社会情勢等に鑑み、市民の利便性向上にむけ、納付方法の拡大を図り、納付しやすい環境づくりに努めます。

### ① 口座振替の加入促進

納期内納付の促進を図る上で、口座振替制度の利便性について広報やホームページ等でPRをするほか、納付窓口（各金融機関を含む。）での加入勧奨を行います。

### ② 多様な納付方法の検討

新たな納付方法の検討を行います。

### ③ 関係機関との連携

徴収力強化に向け、滞納整理に関する情報収集や徴収技術を取得・研究し、及び市税徴収に必要な事務を円滑に行うため、税務署・大分県・各市町村等との連携を深め、相互協力体制の構築を図ります。